

仕 様 書

この仕様書は、盛岡市が発注するいわて盛岡ボールパーク案内誘導標識修繕を受注する者に適用するものである。

- 1 件 名 いわて盛岡ボールパーク案内誘導標識修繕
- 2 履行期間 契約締結日の翌日 から 令和5年3月31日まで
- 3 履行場所 盛岡市三本柳10地割大道西地内ほか5箇所

4 修繕内容

(1) 業務内容

既設の盛岡南公園球技場及び盛岡市中央卸売市場を明示した案内誘導標識板を利用し、「いわて盛岡ボールパーク」を追加で明示するための案内誘導標識板の製作及び設置を行うもの。設置場所は、別添「位置図及び一覧表」のとおり。

(2) 業務責任者の選任

受注者は、本業務の履行にあたり業務責任者を定め、その氏名を発注者に届けるものとし、変更があった場合も同様とする。

(3) 表示方法及び内容等

表示方法は「道路標識ハンドブック」を基本とし、受注者は、当該標識のレイアウト案を作成し発注者に提出の上、確認を受けることとする。

(4) 施工管理

施工にあたっては、交通事故等の未然防止に努めることとし、交通誘導警備員を配置するものとする。また、所管警察署から道路使用の許可を受けた後に施工するものとする。

また、完成にあたり、標識台帳を「道路標識ハンドブック」を基に作成し、提出するものとする。

5 主な提出書類

- (1) 工事完了報告書
- (2) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (3) 発注者が行う道路占用申請に必要な書類

6 留意事項

- (1) 業務に係る一切の経費は、受注者が負担するものとする。
- (2) 施工にあたっては、事前に市担当者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。
- (3) 本工事にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。

- (4) 廃棄物が出た場合の処理費用は、受注者が負担するものとする。
- (5) 受注者は、施工中に住民等から要望苦情又は事故等の不測の事態があった場合は、速やかに発注者に報告の上、指示を受けることとする。
- (6) この仕様書に疑義が生じた場合や、当該修繕に係る日程等については、当事者で協議のうえ対応するものとする。